

山形県棚田地域振興計画

令和2年2月5日

山 形 県

目 次

<u>第一 棚田地域の振興の目標</u>	・・・ 1
----------------------	-------

第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 棚田地域の振興に関連する施策の活用	
① 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策	
② 国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策	
③ 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策	
④ 歴史的価値の高い文化的景観等、文化財の保護・活用に資する施策	・・・ 2
⑤ 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策	
⑥ 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策	
⑦ 地方への移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策	
2 山形県独自の支援施策	
① ふるさと水と土基金・棚田基金の活用	
② やまがたの棚田20選を核とした棚田保全活動の普及啓発	・・・ 3
③ やまがたの棚田カードの活用	
④ 農村環境保全指導員による支援	
3 山形県における推進体制	
① 山形県棚田地域振興連絡会議の設置	
② 棚田地域の振興に関するワンストップ化	
4 棚田地域に関する情報の周知徹底	・・・ 4

第三 指定棚田地域の指定申請に関する基本的事項

1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方	
2 選定の手続き	

この、山形県棚田地域振興計画は、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第6条の規定により、棚田地域の振興に関する基本的な計画を定めるものである。

第一 棚田地域の振興の目標

山形県の棚田地域においては、集落による懸命な農地の保全活動等により棚田が維持されているが、人口減少や高齢化の進展による担い手不足等により、棚田の保全が厳しい状況となっている。このような中、例えば朝日町榎平の棚田では、地域住民とボランティアからなる棚田保全隊による保全活動の実施やヒメサユリ祭りの開催、山辺町大蔵の棚田では、稲刈り後の杭掛けの伝承や県内のプロスポーツチーム等との連携によるイベント開催、大蔵村四ヶ村の棚田では、棚田オーナー制度や交流イベントの開催等による棚田保全など、棚田による地域の振興を図っているところもあるなど、棚田は地域振興の核となる可能性を有している。

本計画は、貴重な国民的・県民的財産である棚田を保全することにより、農産物の供給のみにとどまらず、様々な多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、観光や農村都市交流等の取組を通じた「関係人口」の増加など、棚田を核とした棚田地域の振興を図ることを目標とする。

第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 棚田地域の振興に関連する施策の活用

現状においては、棚田地域の振興に資する様々な分野の施策が十分に活用されていないため、今後、棚田地域の振興にあたっては、関連する以下の施策の積極的な活用を図るものとする。

① 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策

農業の担い手の減少に伴い、耕作放棄される棚田も増えていることから、棚田の保全を図るため、棚田を含む中山間地域等における農業生産活動の継続を支援する中山間地域等直接支払制度、農業生産活動を支える生産基盤の整備等に資する施策の活用を図る。また、棚田地域においては、平地に比べ、農地の集積・集約化が進んでいないことから、農地の集積・集約化に資する施策を通じて、高齢化が進展する棚田での農作業の省力化・農業生産の効率化を図っていく。さらに、棚田で生産される棚田米を含む農作物については、ブランド化や加工・販売の促進等に資する施策を通じて、農業所得の向上や地域の活性化を図っていく。

② 国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策

棚田を有する地域の多くは地すべりがおこりやすい地域であり、山腹に形成される棚田の保全を図るため、地すべり防止等の国土保全に関する施策の活用を図る。また、多くの棚田地域においては、集落機能、地域のネットワークが弱体化していることから、地域の集落維持など地域社会の維持・活性化に資する施策の活用を図る。

③ 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策

棚田地域は、多様な自然環境を有し、青少年の健全な育成に資するものである

とともに観光資源としても魅力的なものであることから、棚田地域における自然体験イベントやエコツーリズムの推進など自然環境の保全・活用に資する施策の活用を図る。また、多くの棚田地域は深刻な鳥獣被害を抱えていることから、防護対策や捕獲対策など鳥獣被害対策に資する施策の活用を図る。

④ 歴史的価値の高い文化的景観等、文化財の保護・活用に資する施策

例えば椹平、大蕨、四ヶ村等の棚田は、地域における人々の生活又は生業及び地域の風土により形成された景観地であり、美しい景観とともに文化財として貴重な価値を有している。棚田の美しい景観を維持するため、文化的景観等を保護・活用するための施策の活用を図る。

⑤ 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策

棚田は観光資源として大きな魅力を有しているが、多くの棚田地域において、十分に活用できていない現状があることから、地域の観光資源の魅力向上や観光業の人材育成・担い手づくりに資する施策の活用を図る。また、国内外からの観光客を受け入れる体制整備を図るため、棚田の周辺におけるトイレや駐車場の案内板等の整備や農泊や空き家の利活用の推進に資する施策の活用を図る。

⑥ 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策

棚田地域においては、教育活動の一環として、児童・青少年の宿泊体験や自然体験学習等のイベントが開催されているものの、その事務作業、イベント開催経費や参加者の交通費などが大きな負担となっていることから、そうした負担の軽減を図るため、農村交流・体験の推進に資する施策の活用を図る。

⑦ 地方への移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策

棚田地域においては、棚田オーナー制度や農村交流・体験イベントを行っているものの、その参加者が必ずしも移住・定住に結びついていない。棚田地域に関心を持ってもらえるような多方面からのアプローチによって、「地域おこし協力隊」をはじめとする各制度を一層活用し、都市住民や若者などの移住・定住を促進するとともに、棚田保全の新たな担い手確保を推進する。

山形県においては、各府省庁の制度や仕組みについて十分に情報収集・把握し、その積極的な活用を図るとともに、棚田地域振興コンシェルジュとも連携を図りながら、市町村や協議会等に対して徹底した情報提供を行うものとする。

2 山形県独自の支援施策

① ふるさと水と土基金・棚田基金の活用

平成30年度における中山間ふるさと・水と土保全対策事業及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業（以下「ふる水・棚田基金」という。）の活用実績は、17,957千円（基金元本の2%）であり、適正事業費（3%）を下回っていることから、今後その積極的な活用によって棚田等の保全及び棚田地域の振興を行うものとする。

また、ふるさと水と土基金・棚田基金の活用促進を図るため、市町村が指定棚田地域振興協議会を組織する際には、山形県が同協議会に参加できるよう、市町村と調整を図るものとする。

② やまがたの棚田20選を核とした棚田保全活動の普及啓発

農村地域の住民による活動等により、農業の営みが維持され、農業農村のもつ多面的機能が効果的に発揮されている棚田を選定し、その取組みに対する顕彰を行うとともに、棚田保全活動の普及推進を図る観点から、平成20年2月に県内23地区を「やまがたの棚田20選」に認定した。棚田20選については、山形県のホームページやPRチラシ等によって周知するとともに、平成23年度からは全地区に、デザインを統一した標柱を設置しており、今後も周知の徹底を図る。

③ やまがたの棚田カードの活用

地域外からの棚田への訪問を促し、棚田のもつ多様な魅力と、棚田を維持保全するための取組に対する理解を求めることを目的として、平成30年3月から棚田カードの作成・配布を推進している。

令和元年度時点で15地区において棚田カードを作成・配布しており、それぞれの地区の特色を盛り込んだ内容にするるとともに、配布場所については各地区の要望等も反映しながら実施している。

また、令和元年度にはカード作成地区を巡る「やまがたの棚田スタンプラリー」を実施し、県外からの観光客の誘導等による関係人口の増加に繋げており、今後も「やまがたの棚田」を支えるファンづくりを継続していく。

④ 農村環境保全指導員による支援

水路などの土地改良施設や農地、棚田等の保全及び農村地域の活性化の推進に資することを目的として、山形県農村環境保全指導員設置要綱に定める山形県農村環境保全指導員が行う活動について支援する。

3 山形県における推進体制

①山形県棚田地域振興連絡会議の設置

棚田地域に対して分野横断的・総合的な支援ができるよう、地方創生、農林、観光、文化、教育、環境等の部局の職員から構成される山形県棚田地域振興連絡会議を設置し、棚田地域の振興に関して密に情報共有、連絡調整を行うなど、関係部局間で十分な連携を図ることとする。

②棚田地域の振興に関するワンストップ化

指定棚田地域の申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など棚田地域の振興に関する窓口については、農林水産部が担うこととし、一元的に相談・協議等ができる体制を構築する。

4 棚田地域に関する情報の周知徹底

棚田地域における先進的・モデル的事例については、国とも積極的に連携を図りながら、幅広く周知を行うことで、山形県内の棚田地域において横展開を図る。また、山形県内の棚田地域に関する情報について、広く周知することによって、交流人口・関係人口の増加を図る。

周知については、案内所や道の駅等におけるPRチラシや案内板の設置、山形県ホームページにおける棚田特設ページの開設、棚田カードの活用など、情報が幅広く行き渡るよう効果的・効率的に行うものとする。

第三 指定棚田地域の指定申請に関する基本的事項

1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

指定棚田地域の指定申請にあたっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に基づき、関係市町村からの申請提案を踏まえる等、綿密に連携しながら、選定することとする。

- ア 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる棚田地域
 - ① 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと
人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田の保全が厳しい状況であると認められること
 - ② 棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること
農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること
- イ 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域
 - ① 棚田地域の振興（棚田を核とした所得向上、農村都市交流及び棚田と他の地域資源との組み合わせによる関係人口増加に資する取組等）及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと

指定申請を行わなかった棚田地域についても、中山間地域等直接支払交付金やふる水・棚田基金等を活用しながら、農業生産活動や棚田等の保全を下支えしつつ、指定棚田地域での取組など先進的・モデル的な事例の横展開を通し、各地域の実情に即した指定申請への底上げを進めるなど、棚田地域全体の振興を図っていくものとする。

2 選定の手続き

指定申請を行う棚田地域の選定方針について、山形県農村環境保全推進委員会の意見を聴くこととする。